

○藤沢市議会史編さん室にかかる要綱

令和2年4月1日

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、平成元年4月から平成31年3月までの間にわたる藤沢市議会史編さん事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、調査補助・資料整理・編集等を円滑に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(担当)

第2条 本事業は、議会事務局議事課議会史編さん室において処理する。

(呼称)

第3条 本事業を担当する課長補佐を、議会史編さん室長と呼称し、本事業を担当する会計年度任用職員を、編集補助員と呼称する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。